議案第１５６号

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の制定について

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例を次のように定める。

平成２３年１１月３０日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号。以下「法」という。）第９条の規定により市長が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

（設立の認証申請）

第２条　法第１０条第１項の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

⑵　申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

⑶　申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

２　法第１０条第１項第２号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。

⑴　当該役員が住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第１２条第１項に規定する住民票の写し

⑵　当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者で外国人登録法（昭和２７年法律第１２５号）の適用を受けるものである場合にあっては、同法第４条第１項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市にあっては、区）の長が発給する書面

⑶　当該役員が前２号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面

３　前項各号に掲げる書面は、提出の日前６月以内に作成されたものでなければならない。

４　第２項第３号に掲げる書面が外国語で作成されているものであるときは、当該書面の日本語による翻訳文で、翻訳者を明らかにしたものを添付しなければならない。

５　法第１０条第３項（法第２５条第５項及び第３４条第５項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りとする。

（社員総会の決議が省略された場合の議事録）

第３条　法第２５条第４項若しくは第６項又は第３４条第４項の規定により社員総会の議事録の謄本を提出し、又は届け出る場合において、法第１４条の９第１項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

⑴　社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

⑵　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

⑶　社員総会の決議があったものとみなされた日

⑷　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（定款の変更の認証申請）

第４条　特定非営利活動法人は、法第２５条第３項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

⑵　変更の内容

⑶　変更の理由

（定款の変更の届出）

第５条　特定非営利活動法人は、法第２５条第６項の規定による届出をしようとするときは、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第６条　特定非営利活動法人は、法第２９条の規定による書類の提出を毎事業年度初めの３月以内に行わなければならない。

（事業報告書等の公開）

第７条　法第３０条の規定による閲覧又は謄写は、市長が定める場所において行うも

のとする。

２　法第３０条の規定による謄写において写しの交付を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（合併の認証申請）

第８条　特定非営利活動法人は、法第３４条第３項の認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

⑵　合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

⑶　合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

２　第２条第２項から第４項までの規定は、法第３４条第５項において準用する法第１０条第１項第２号ハに規定する条例で定める書面について準用する。

（認定の申請）

第９条　特定非営利活動法人は、法第４４条第１項の認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立の年月日

⑵　特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

⑶　前２号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

２　前項の規定は、認定特定非営利活動法人が法第５１条第２項の有効期間の更新を受けようとするときについて準用する。

（役員報酬規程等の提出）

第１０条　認定特定非営利活動法人は、法第５５条第１項の規定による書類の提出を前条第１項の認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日の翌日から３月以内に行わなければならない。

２　認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、法第５５条第２項の規定により、法第５４条第３項の書類を市長に提出しなければならない。

３　認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が２００万円以下のものを除く。）を行うときは、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、法第５５条第２項の規定により、法第５４条第４項の書類を市長に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第１１条　法第５６条の規定による閲覧又は謄写は、市長が定める場所において行うものとする。

２　法第５６条の規定による謄写において写しの交付を受ける者は、市長が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（仮認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第１２条　第９条第１項の規定は、法第５８条第１項の規定による仮認定を受けようとする場合について準用する。

２　第１０条及び前条の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

（合併の認定申請）

第１３条　法第６３条第１項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第２項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、第８条第１項の申請書の提出に併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

⑴　合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

⑵　合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

⑶　合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

⑷　前３号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

（市長が行う電磁的記録による縦覧等）

第１４条　法第７４条の規定により読み替えて適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第５条第１項の規定により、法第１０条第２項（法第２５条第５項及び第３４条第５項において準用する

場合を含む。）の規定による書面等の縦覧又は法第３０条及び第５６条（法第６２条において準用する場合を含む。）の規定による書面等の閲覧に代えて行うこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧は、規則で定める方法により行うものとする。

（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存）

第１５条　法第７５条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１６年法律第１４９号。以下「読替え後の電子文書法」という。）第３条第１項に規定する条例で定める保存は、法第１４条（法第３９条第２項において準用する場合を含む。）、第２８条第１項及び第２項、第３５条第１項並びに第５４条第１項（法第６２条（法第６３条第５項において準用する場合を含む。）及び第６３条第５項において準用する場合を含む。）及び第２項から第４項まで（これらの規定を法第６２条において準用する場合を含む。）の規定による書面の備置きとする。

２　特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第３条第１項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の備置きを行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成）

第１６条　読替え後の電子文書法第４条第１項に規定する条例で定める作成は、法第１４条（法第３９条第２項において準用する場合を含む。）、第２８条第１項、第３５条第１項及び第５４条第２項から第４項まで（これらの規定を法第６２条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成とする。

２　特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第４条第１項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

（特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等）

第１７条　読替え後の電子文書法第５条第１項に規定する条例で定める縦覧等は、法第２８条第３項、第４５条第１項第５号（法第５１条第５項及び第６３条第５項において準用する場合を含む。）並びに第５２条第４項及び第５４条第５項（これらの規定を法第６２条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とす

る。

２　特定非営利活動法人が、読替え後の電子文書法第５条第１項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、市長が所轄する特定非営利活動法人に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成１０年埼玉県条例第５４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。